

岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例

平成 24 年 3 月 28 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 21 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第 2 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 17 条第 1 項に定める資格とする。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。